第百九十一条中「審査請求及び」の下に「第百八十九条第一項の」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章」に改める。

第百九十二条の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「又は第百九十条」及び「再審査請求又は」を削り、「社会保険審査会の裁決」を「社会保険審査官の決定」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第百十八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第二項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削る。

第百四十条中「審査請求及び」の下に「第百三十八条第一項の」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章」に改める。

第百四十一条の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「又は第百三十九条」及び「再審査請求又は」を削り、「社会保険審査会の裁決」を「社会保険審査官の決定」に改める。

第百五十二条第一項中「並びに同項及び同条第二項の」を「及び」に改め、同条第三項中「又は第二項の再審査請求」を「の審査請求」に、「労働保険審査会の裁決」を「労働保険審査官の決定」に改める。

（労働関係調整法等の一部改正）

第百十九条　次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

一　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十五条の五

二　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第八項

三　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第七条

四　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第五項

五　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第九条

六　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第七条

七　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第九条

八　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第五項

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百二十条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をする」を「労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削る。

第三十九条中「同条第一項又は第二項の」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、」に改める。

第四十条中「再審査請求に対する労働保険審査会の裁決」を「審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第四十一条　削除

（児童福祉法の一部改正）

第百二十一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十七中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第十九条の二十第五項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十九条の四第二項中「第一号法定受託事務」の下に「（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

指定都市等の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第五十九条の六中「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」を削る。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二十中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（食品衛生法の一部改正）

第百二十三条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十八条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「次条」を「次項及び次条」に改め、「内閣総理大臣」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

地方公共団体の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（理容師法の一部改正）

第百二十四条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「若しくは」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（医師法等の一部改正）

第百二十五条　次に掲げる法律の規定中「、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項」を「及び同法第二十四条第三項」に改める。

一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第六項

二　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第六項

三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条第四項

四　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条第七項